



NEWS RELEASE

令和3年6月23日
山形信用金庫

新型コロナウイルスワクチン接種時における特別休暇の付与について

山形信用金庫（理事長 山口 盛雄）は、職員が安心して新型コロナウイルスのワクチン接種を受けられる環境を整備するため、ワクチンを接種した際の副反応による体調不良について、以下の通り特別休暇を取得できる制度を導入しましたのでお知らせいたします。

当金庫では今後とも職員やお客様の安全・健康を最優先に考え、健康経営に資する取組みを行ってまいります。

記

1. 導入日 令和3年6月23日（水）
2. 対象者 全職員（嘱託職員・パート職員を含む）
3. 対象日
 - （1）ワクチン接種日は「勤務扱い」とします。
 - （2）ワクチン接種日の翌日に体調不良等の副反応が出た場合は、「特別休暇」とします。
 - （3）ワクチン接種日の翌々日以降に体調不良等の副反応が出た場合は、「年次有給休暇」とします。
4. その他
ワクチン接種が複数日にわたる場合には、複数回の休暇取得を可能とします。

以上

本件に関するお問い合わせ 総務部 調査役 佐藤由香理
TEL : 023-632-2161